

武雄市図書館から“地方自治”を考える！

図書館の使命と「にぎわい創出」

ツタヤ図書館問題研究家 前田勝之

そもそも「図書館」とは？

みなさんは、「図書館」と聞いて、どのような施設や役割を思い浮かべられるでしょうか。

- ・本を貸してくれるところ
- ・本を読めるところ
- ・静かに勉強ができるところ
- ・読み聞かせなどを通じて、子どもを本に親しませるところ

…様々なイメージをお持ちの方がいらっしゃると思います。

ここでは、図書館、特に自治体によって設置される「公立の公共図書館」について、その法律上の位置づけを確認しておきたいと思います。

「図書館法」という法律があります。第1条に法律の目的が出てきます。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(※下線は筆者による)

つまり、この法律に基づく図書館は、「社会教育施設」です。

社会教育施設というのは、何を目的とし

た施設なのでしょう。社会教育法を引きますと、

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

と、あります。教育基本法までできました。やや、長いですが、関連する条文を引きます。

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、



その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(社会教育)

第十二条 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

ここまで遡ってきますと、次は日本国憲法の登場です。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

つまり、図書館法の目的は、憲法が目指す目的から、教育基本法、社会教育法を経て、図書館法の目的とつながっているという事が言えると思います。

日本国憲法前文から引きます。

ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し…

ここでまとめて振り返ります。

民主主義は完全ではありませんが、人類が手にした政治の仕組みの中で、最善のも

のだと思います。

そして、民主主義の質は、国民一人一人の教育にかかっています。

「図書館の自由に関する宣言」には、

図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。

とありますが、図書館は教育を通じて、民主主義を支えるための装置なのです。

だからこそ、税金を使って設置され、また、著作権法上も著作権者の権利を制限して成り立っています。

著作権法の目的を見てみると、以下の様になっています。

第一条 この法律は(略)著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

「文化の発展に寄与することを目的とする」。図書館法と同じです。図書館法と著作権法は、この点で目的を同じとする法律なのです。

「文化の発展に寄与する」という目的が、多様な価値観を支え、言論の自由を支え、この国の民主主義を支えている。だからこそ、著作権法でもその目的のために、図書館のために権利を制限しているという構造です。もし、図書館がその使命を放棄して、単なる娯楽施設になってしまうのであれば、民主主義を支えるための役割を果たすことはできなくなってしまいます。

公立の図書館は、民主主義を支えるという役割を担う教育施設であるからこそ、税



金を使って作られるのです。娯楽施設であれば、それこそ商売として行われるべきことであり、税金を使ってその様な商業施設を作ることは、民業圧迫にもつながります。

また、出版者の一部からは、図書館の貸出によって本が売れない。貸出を制限して欲しいといった要望があがっています。果たして貸出によって本が売れないのかどうかについては疑問もありますが、権利者の側からそういう主張があることは事実です。

民主主義を支えるという役割を担うからこそ、図書館が、税金を使うだけでなく、著作権者の権利を制限して成り立っているという事実は忘れてはならないことだと思います。

図書館の「受益者」は誰か？

近代の国家においては、経済的に余裕がない国でも、その中で教育にお金を使っています。日本には義務教育制度があり、小中学校の教育は無償で受けることができます。

では、義務教育の「受益者」は誰でしょうか。小中学生でしょうか。あるいは小中学生を子どもに持つ世帯でしょうか。既に子どもを社会に出した人や、子どもを育てていない人は、義務教育の恩恵を受けていないのでしょうか。

「米百俵」という言葉があります。長岡藩の小林虎三郎の逸話です。「百俵の米も、食べばたちまちなくなるが、教育にあてれば明日の一万、百万俵となる」。

国家としての教育は、未来に対する投資という見方ができると思います。国民がよりよい教育を受けることによって、より社会を豊かにしてくれるという事です。

本人に才能があり、また努力もしているのに、家庭が貧しいというだけで十分な教

育を受けられず、結果、その能力を發揮できないというのは、本人にとっても損失ですが、国家にとっても、社会にとっても損失です。

子どもだけではありません。関心を持ったことについて知識を深めて、周りの人に語り、ネットに書く、あるいは本を書くということは、社会に対する生産です。J.K.ローリングは生活保護を受給しながらハリー・ポッターシリーズを執筆しています。もし、お金がなければ知識を得ることや、書物に触れることができないという社会だったら、あの作品はこの世に生まれていなかったかも知れません。

さらに、民主主義を採用している国においては、教育は社会の未来をも左右します。

この様に見てきますと、図書館の受益者が誰かという問い。図書館を利用する人の活動によって、結果として、社会全体に還元されていることが分かります。

図書館の利用者を増やす意義

では、図書館は一部の利用者へのみ利用されれば良いのでしょうか。

「図書館で武雄市でいうと人口の1%くらいしか来てないんですよ。もったいない。」

(第5回徳島 ICT 研究協議会, 2013-01-21) 等という事を語った首長がいますが、これはさすがに根拠薄弱な数字だと思います。

自治体によって状況は随分異なりますが、文部科学省の統計で、1か月の間に地域の図書館に行った児童は、38.1%。市民全体で推計して2割という数字が良く言われます。この数字に議論はあると思いますが、様々な図書館が行ったアンケート調査などで、2割という数字はまず妥当な様ですので、とりあえず、2割という事にして議論を進め



たいと思います。

2割の市民が利用しているか、2割しか利用していないか。図書館以外の公共施設を考えますと、2割の市民が利用しているのは利用率が非常に高い施設だと言えます。しかも、図書館の利用者は、多くが定期的に通ってきます。

定期的に通って来るといふ点では、似た施設があって、例えば、市民病院。通院している方は、投薬期間がありますから定期的に通ってきます。

病気に罹っていないから、病院は要らないとはあんまり言われたいのですが、図書館を利用しないから、図書館は要らないという人はいます。

先に述べたように、図書館の受益者は利用者に限られないのですが、図書館を利用していない人にとっては、その意義が理解されにくい施設ということがまず一つ。

そして、病院と違って、図書館は病気に罹らなくても、困ったことがなくても、どんどん利用された方がよい施設であることが一つ。病院にたとえましたので、一つ補足をしますと、図書館をこの数か月で利用したことがある市民は2割かも知れませんが、図書館があって良かったという経験を持つ市民の割合はもう少し増えるようです。病院と同じで、一度でも役に立った経験があると、必要性を理解してもらえらるのだと思います。

さらに、図書館の機能を理解して、活用してもらうためには、まず図書館をもらう必要があることが一つ。

そして、図書館は、利用されることによって、その価値を増す施設だという性質があります。

「図書館は、ヒト・ホン・ハコ」という阿刀田高氏の言葉があります。この「ヒト」の中には、利用者も含まれると私は考えます。図書館を図書館として必要とする利用者があって、図書館も職員も成長し、それを反映して「ホン」である蔵書も構成されていくのだと思います。そして、それを支える器が、「ハコ」としての図書館だと、私はこの言葉を理解しています。

むずかしく考えなくても良いんです

ここまでの話で、「いやいや、私はそんな難しいことを考えて本を借りていない」とおっしゃる方もいらっしゃるかも知れません。自分が好きな本を読んでいるだけだと。

米国のSF作家。アイザック・アシモフが語ったという事になっている言葉として、

人間は、無用な知識を得ることで快感を覚えることのできる唯一の動物である。

という言葉があります。実際には、アシモフは、この言葉通りのことは言っていない様ですが、ただ単に生存するためには役に立たない知識を得ることに喜びを覚えるのは人間だけが持つ特徴の様に思います。

戦前の図書館令(昭和8年勅令第175号)を引きます。

第一条 図書館ハ図書記録ノ類ヲ蒐集保存シテ公衆ノ閲覧ニ供シ其ノ教養及学術研究ニ資スルヲ以テ目的トス

図書館法では、これに対応する条文には、



第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で（以下、略）

「レクリエーション」という文言が入っています。やや長いですが、図書館法の成立当時、文部省社会教育局長だった西崎恵氏が述べた、「レクリエーション」の趣旨について、引きます。

図書館法による図書館の目的と、従来の目的とを比較すると、レクリエーションに資するということが新たに加えられている。これは図書館の新しい傾向として単にわが国のみ限った現象ではない。国民の図書館に対する要望が、学術研究とか教養とか言ったものよりもっと寛いだもつとやわらかい楽しみを含んできたため、これに応ずるために、図書館はレクリエーションの面を加えてきたのである。（略）

レクリエーションという言葉は最近非常に使われるようになった言葉であるが、適当な娯楽、スポーツ等を楽しみ、平易で高尚な音楽、芸術等を楽しんで、今日の疲労をいやして再び明日の人生を創造するという所に意味がある。したがって享楽とは異なることが注意されねばならないのである。

例えば、農業の生産をあげるため、日々の生活を豊かにするため、地域の歴史を探求

するため。そういった明確な目的に加えて、一人一人が関心興味を持ったことを、本人の探求心のままに追求することも、様々な本を読んで、個々に様々な感想を持つことも「レクリエーション」という形で取り入れたことが、戦後の改正の大きな変化だと思います。

そして、これこそが「文化」を生み出す拠点としての図書館の法的な裏打ちだと考えます。

「レクリエーション」には、「リ・クリエーション」という意味があります。再創造です。世の中にあるものを知ってこそ、再創造が可能になります。日々出版される様々な本を読み、評価する。ある時は読者の表現を育て、また一部は批判を生み出すでしょう。いずれにしても、文化を生み出す担い手を育てていると考えます。

これも図書館の大切な役割です。本人とすれば、楽しみのために読んでいただけという認識かも知れませんが、鑑賞できる読者が育つことは、文化の発展に確かに寄与していますし、いずれ、その中からは、次の作品を生み出す方が現れるかも知れません。世の中にあまたある作品を読まないで、新しい物を生み出すことはできないのです。

図書館の利用者を増やす意義は

- ・図書館の機能を享受できる人を増やす事
- ・図書館の意義を理解できる人を増やす事
- ・そしてその図書館を支える人を増やす事だと思います。

にぎわい創出の図書館

最近、図書館に「にぎわい創出」機能を求める事例が増えてきました。これは、実は「ツタヤ図書館」以前からあった動きです。例えば、長崎県諫早市の諫早市立諫早図



書館。開館は2001年。開館の時期に私自身は諫早市に住んでいたのですが、本当に市民が待ち望んでできた、市民の図書館という図書館で、今も市民に愛され、利用されている図書館だと思います。この写真だけで雰囲気が伝わるかどうか分かりませんが、伊万里市民図書館とも似た雰囲気も持っています。



この諫早市立諫早図書館。中心市街地活性化という役割も期待されて計画された図書館です。

図書館を日常的に利用する市民が2割として、その2割の市民は、図書館に通うことが生活の一部になっています。生活の一部ですから、その日は商店街で、たとえば夕飯の買い物をして帰ろうということになります。図書館に通うことが、商店街に通う、日常の買い物をするということにつながっているわけです。

この「にぎわい創出」を、市外からの観光客の誘致に求めるとどうなるでしょうか。もっとお客さんがきて、もっとにぎわうと考えるのは早計です。観光客誘致による「にぎわい創出」のための図書館。まさに武雄市がそうだったわけですが、これは果たしてうまくいったのでしょうか。

武雄市は「経済効果20億円」という数字をうたいます。だから成功したのだという

ことでしょう。しかし、この数字は広告費換算という、実体のない数字です。

市外から観光客を呼び込んで、累計200万人が来館したということですから、スターバックスでコーヒーを飲んで、お土産代わりに雑誌を買って、一人千円。これだけで20億円です。確かに図書館で営業するCCCにはそれだけの経済効果があったかも知れませんが、「にぎわい」を期待する市民が望むのはそういうことではないはずです。

観光施設として税金を使うからには、ただ、その施設がにぎわえば良いというのではなく、率直に言って、観光収益が求められるのだと思います。

行政は「図書館に人が来ました」で成功と主張したいのだと思いますが、市民の立場から税金を使った観光施設としての成否を問うならば、観光収益が増えたかどうかに関心があるでしょう。

佐賀県が発表している観光客動態調査から「武雄市観光客数と観光消費額の推移」をグラフにしてみました。

武雄市図書館オープン前年の平成24年に観光消費額はピークを迎えて、武雄市図書館がオープンした平成25年には大きく落ち込んでいます。

細かくみますと、これは宿泊客数の減少の影響の様に見えます。同調査から「武雄市宿泊客数の推移」をグラフにしてみましたと、平成24年に宿泊客数が急増し、平成25年に入って、急減していることが分かります。

これは、恐らく武雄温泉楼門の改修工事に起因するものだと思いますが、このデータから、観光施設としての武雄市図書館の問題点が浮かび上がってきます。

まず、遠方から宿泊客を呼べる施設では



ないということ。代官山蔦屋書店と似た施設を作って、代官山の方が近い人を呼べるかといえば、これは難しいでしょう。大阪梅田にも蔦屋書店ができました。大阪の人を呼べるかという、これも難しいでしょう。これから各地で蔦屋書店もツタヤ図書館もたくさんできます。そちらの方が近い人を呼べるかといえば、やはりそれは難しいと言わざるを得ないでしょう。遠方から観光客を呼ぶためには、やはり、その土地にしかない魅力が必要になります。そして、それは地域の文化を土壌にして地域の人によって作り上げるしかないと思います。

宿泊客が呼べないとなると、観光客は近郊からの日帰り観光客に限られます。宿泊費は使いませんし、飲食も限られてきます。どうしても支出額が少なくなります。ただ、できえ支出額が少ないのですが、武雄市図書館がどういう使われ方をしているか見てみますと、トイレ休憩を兼ねて立ち寄って、「映画のセットの様な図書館」で、コーヒーを飲んで、お土産代わりに雑誌でも買って帰る。そういった使われ方をしている様です。土日の市民が利用できないほどの駐車場の混雑からもそういう状況が見えます。

こうなりますと、観光客が来るといっても、まさに観光「スポット」なのです。本当に、「点」で立ち寄る形になって、駐車場から飲食、お土産までをその施設で完結させてしまう。周辺への観光客の流れもできなければ、売上も上がらない。そういった状況を佐賀県の調査資料は裏付けています。

おわりに

先日ラジオで、武雄市の観光スポットが取り上げられていました。武雄市図書館の

話が出てくるのかと思って聴いていましたが、佐賀県立宇宙科学館「ゆめぎんが」が中心で、図書館には触れずじまいでした。ツタヤ館の観光スポットとしての賞味期限は3年もなかったということです。

図書館はもっと長い時間軸を持つ施設です。地域の文化や人を育て、図書館もまた地域の人によって育てられる施設です。地域の図書館は、地域の人に利用されてこそ、その役割を果たす施設ですし、だからこそ、狭い意味での郷土資料に限らず、地域独自の蔵書が構成され、地域の文化を伝え、育てるという役割を果たせるのです。

図書館は、子どもからお年寄りまで広く市民が利用できる施設です。図書館によるにぎわい創出は、短期的な話題づくりのためでなく、日常の図書館としての利用の延長にあってこそそのものだと思いますし、図書館の利用習慣は、世代を超えて引き継がれ、長年にわたって、にぎわいをもたらすものです。

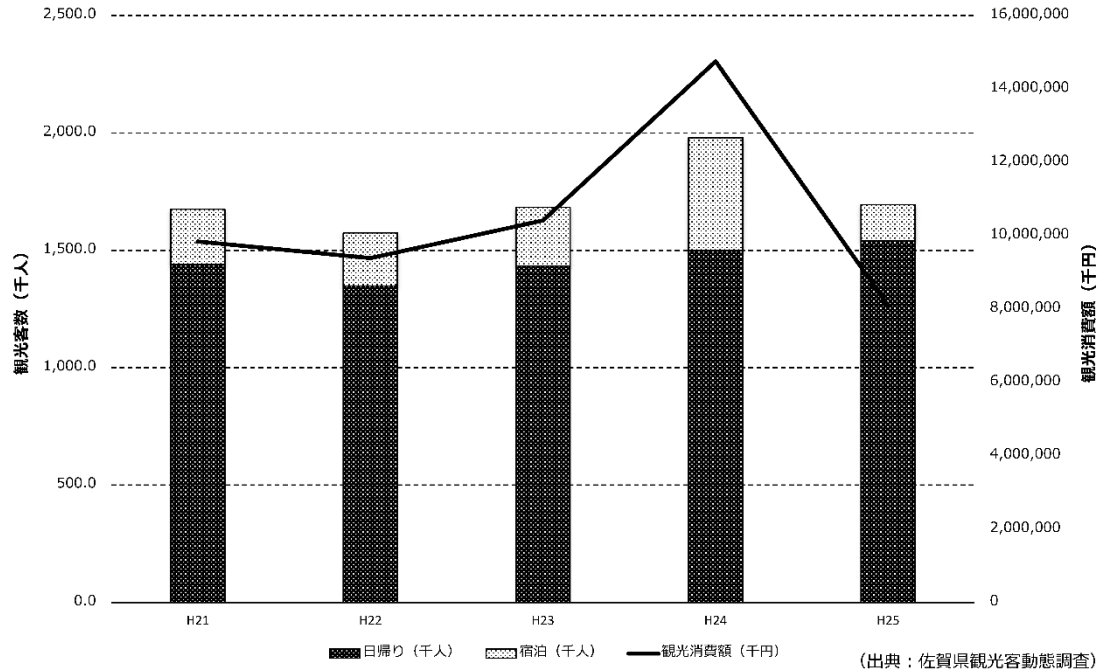
本稿では、ツタヤ図書館の図書館としての機能の問題や、行政手続きの問題に深く言及することはできませんでしたが、市民に利用されて初めて価値を持つ図書館を作るにあたって、利用する市民の声を軽視した時点で、間違った進め方だったと思いますし、そして、ここで述べた様に、結果も間違ったものになったのだと思います。

なぜ、ツタヤ図書館を作ろうとする自治体では、市民の声を無視する形でその計画が進められるのでしょうか。ツタヤ図書館は市民のための図書館なのでしょうか、それとも他の誰かのための図書館なのでしょうか。

(2015-11-28, まえだ・かつゆき)



武雄市観光客数と観光消費額の推移



武雄市宿泊客数の推移

